

## うるま市会計年度任用職員 募集案内

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 募集職種  | 文化財専門事務員（採用予定人数：5名）                          |
| 募集条件等 | 別紙募集要項を参照                                    |
| 資格要件  | 学芸員等の資格を有する者                                 |
| 区 分   | パートタイム会計年度任用職員（週36時間15分勤務）                   |
| 受付期間  | 令和8年2月16日～令和8年3月3日まで                         |
| 提出書類  | うるま市会計年度任用職員申込書<br>※必要に応じ、書類等の提出を求めることがあります。 |
| 提出先   | うるま市みどり町1-1-1<br>うるま市教育委員会文化財課（西棟3階）         |
| 提出方法  | 文化財課へ提出                                      |
| 選考方法  | 1次選考（書類審査）          2次選考（面接選考）               |
| 合否通知  | 選考審査後、1週間以内に電話又は文書にて通知                       |

### 【留意事項】

1. 下記に掲げる（1）～（3）の事項（地方公務員法第16条 欠格条項）に該当しないことをご確認ください。

- （1）禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）うるま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他その団体を結成し、またこれに加入した者

**お問い合わせ先**    うるま市教育委員会文化財課    098-923-7182（直通）

## 会計年度任用職員募集要項

|        |                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所名   | うるま市教育委員会文化財課                                                                                                                                                                |
| 職種     | 文化財専門事務員                                                                                                                                                                     |
| 年齢     | 不問                                                                                                                                                                           |
| 採用人数   | 5名                                                                                                                                                                           |
| 雇用期間   | 令和8年4月1日～令和9年3月31日（契約更新の可能性あり）                                                                                                                                               |
| 就業場所   | 下記のいずれか。<br>1.うるま市教育委員会文化財課（うるま市みどり町一丁目1番1号）<br>2.文化財収蔵庫（うるま市勝連平敷屋3821-1）<br>3.うるま市立石川歴史民俗資料館（うるま市石川曙2丁目1番55号）<br>4.うるま市立海の文化資料館（うるま市与那城屋平4番地）                               |
| 仕事の内容  | 1.うるま市教育委員会文化財課(学芸業務及び一般事務、その他課長が指示する業務)<br>2.文化財収蔵庫(埋蔵文化財調査と整理作業、学芸業務、その他課長が指示する業務)<br>3.うるま市立石川歴史民俗資料館(学芸業務及び管理運営、その他館長が指示する業務)<br>4.うるま市立海の文化資料館(学芸業務及び管理運営、その他館長が指示する業務) |
| 学歴     | 1.うるま市教育委員会文化財課（考古学専攻又は人文科学系卒業）<br>2.文化財収蔵庫（考古学専攻又は人文科学系卒業）<br>3.うるま市立石川歴史民俗資料館（人文科学系卒業）<br>4.うるま市立海の文化資料館（人文科学系卒業又は木造船経験者）                                                  |
| 必要経験   | なし ※パソコン操作の出来る方（ワード、エクセル）、資料館業務経験者優遇                                                                                                                                         |
| 必要資格   | 学芸員等                                                                                                                                                                         |
| 給与（報酬） | 215,536円～226,388円                                                                                                                                                            |
| 給与締切日  | 月末                                                                                                                                                                           |
| 給与支払日  | 翌月20日                                                                                                                                                                        |
| 通勤手当   | 2km以上で距離や通勤方法に応じて支給。上限あり                                                                                                                                                     |
| 期末手当   | 一定の要件を満たす場合に支給<br>【令和8年4月1日任用の支給例 6月末日(0.697ヵ月分)、12月末日(2.325ヵ月分)】                                                                                                            |
| 社会保険   | 健康保険、厚生年金、雇用保険                                                                                                                                                               |
| 災害補償   | 沖縄県市町村非常勤職員公務員災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償                                                                                                                                      |
| 服務規程   | 地方公務員法に規定される服務に関する規定が適用され懲戒処分の対象<br>（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事等の制限）<br>※パートタイム会計年度任用職員は営利企業従事(兼業)制限は対象外となりますが、届出が必要となります。    |
| 就業時間   | ・上記、就業場所1、2の場合<br>8：45～17：00（休憩12:00～13:00）週5日勤務(月～金)<br>・上記、就業場所3、4の場合<br>8：45～17：00（休憩12:00～13:00）週5日勤務(火曜日から日曜日のシフト勤務)                                                    |
| 時間外勤務  | なし                                                                                                                                                                           |
| 定年     | なし                                                                                                                                                                           |
| 休日     | 上記、就業場所1、2の場合－土日・公休日・慰霊の日・年末年始<br>上記、就業場所3、4の場合－月曜日及び週のうち1日・祝祭日の翌日・年末年始                                                                                                      |
| 備考     | ・条件付採用となり、採用日から1月経過後に正式採用<br>・年次有給休暇 10日／年 ・夏季休暇(有給) 3日 ・規則で定める特別休暇<br>・職員専用の駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は、周辺の月極駐車場等をご自身で確保する必要があります。                                             |
| 選考方法   | 1次選考（書類審査）、2次選考（面接選考）にて合否を決定する                                                                                                                                               |
| 担当者    | うるま市教育委員会文化財課 横尾・伊波・仲川                                                                                                                                                       |
| 連絡先    | 098-923-7182                                                                                                                                                                 |

※関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更となります。